

沼田商工会議所着ぐるみ、デザイン貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼田商工会議所小松姫、てんぐちゃん着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(申請・利用期間)

第2条 着ぐるみの申請は2ヶ月前からとし、利用期間は5日以内とする。ただし、商工会議所の関連機関が利用する場合であって沼田商工会議所会頭（以下「会頭」という）が必要と認めたときは、5日を超えて利用することが出来る。

(利用申請)

第3条 着ぐるみの利用申請ができるのは法人その他の団体とし、貸し出しを受けようとする日の14日前までに、小松姫、てんぐちゃん着ぐるみ利用申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を、会頭に提出しなければならない。

(利用承認)

第4条 会頭は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を承認するものとする。

- 一 個人的な行事等で利用しようとするとき。
 - 二 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
 - 三 沼田商工会議所の品位を傷つけ、又は傷つくおそれがあるとき。
 - 四 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - 五 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
 - 六 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
 - 七 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。
 - 八 その他着ぐるみの利用が適当でないと認められるとき。
- 2 会頭は、前項各号に該当すると認めたときは、貸し出し期間中においても利用を中止することが出来る。（貸し出しの取り消し等）
- 3 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が承認された内容を変更しようとするときは、改めて会頭に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(利用料)

第5条 貸し出しに際し、利用者から着ぐるみ管理料として下記利用料金を徴収する。

- 2 利用料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 営利を目的としない利用と認められる場合 1,500円/日
 - 二 営利を目的とした利用と認められる場合 要相談/日
 - 三 オペレーター付きの場合 要相談/日
- 3 商工会議所関係機関の利用に限り、申請内容及び参考資料を審査の上、会頭が公益上必要であると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず無償で貸し付けることが出来る。

(利用料の納付)

第6条 利用者は、貸し出しを受けようとする日までに利用料を納付しなければならない。

2 利用料の納付後、利用者の都合により着ぐるみを利用しなかったときは、前項の利用料を還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により着ぐるみを利用することができなかった場合は、利用料を還付することができる。

この場合において、利用者は、会頭へ書面による申立てを行い、その承認を受けなければならない。

(着ぐるみの受渡し)

第7条 着ぐるみの受渡時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(着ぐるみの利用及び返納)

第8条 利用者は、次の事項に留意し、利用期間内に所定の場所に着ぐるみを返納し、点検を受けなければならない。

- 一 申請書の利用目的以外に利用しないこと。
- 二 他人に転貸しないこと。
- 三 第4条第1項各号に該当しないこと。
- 四 前三号のほか会頭の指示する事項を遵守すること。

(利用期間の超過)

第9条 承認書の利用期間を超えて着ぐるみを利用したときは、会頭は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を利用料として徴収する。

- 一 第5条第2項第一号に該当する場合 1日につき 500円
- 二 第5条第2項第二号に該当する場合 1日につき 1,500円

2 前項の利用料は、着ぐるみの貸し出しを受ける際に現金で領収する。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、毀損し又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。また、その破損等を受けた場合に対しても、その損害を請求することが出来る。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸付及び他の使用等に関し必要な事項は会頭が定めるものとする。

- 一 小松姫、てんぐちゃんゆるキャラ商標利活用について
別に定める申請書に基づき利活用することが出来る。その他細部については貸し出し要綱を準用する。
- 二 デザイン、文字等の使用に関しては申請（別記様式第2号）により活用することが出来る。但し、無断で使用した者に対しては、会頭に指示により損害賠償請求をすることが出来る。

附則 この要綱については、平成26年12月 日から施行する。